

## 東南アジアでカーボンプライシング導入進む

### ◆EUのCBAM対策で東南アジア主要国でのカーボンプライシング導入が加速

東南アジアで、炭素税や排出権取引制度（ETS）などのカーボンプライシングの導入が加速している。背景には、EUの炭素国境調整措置（CBAM）への対応がある。2026年1月から鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素、電力の6製品分野で適用が開始される。EUへの輸入品には、EUのETSと同等の炭素コストが課せられるが、生産国で課税された炭素税などの炭素コストは控除することが認められる。輸出側の東南アジア主要国は、自国にカーボンプライシングを導入することによりEUへの支払い負担を減らすとともに、自国産業の低炭素化促進による競争力強化を図る狙いである。

インドネシアでは、23年に国内発電量の約8割をカバーする99カ所の石炭発電所にETSを導入した。ベトナムでは25～26年に電力、鉄鋼、セメント産業を対象にETSを導入する。25年8月施行の改正「温室効果ガス排出削減とオゾン層保護に関する政令」により、12月末までに対象施設に排出枠が割り当てられる。27年以降は対象セクターを拡大する計画である。タイでは、25年4月から、石油製品（燃料）に対する物品税の一部を実質上の炭素税として徴収する制度が導入された。将来的にプラスチック製品が対象となることを考慮している。また、マレーシアでも、26年度国家予算案で、鉄鋼、エネルギー産業などを対象に炭素税を導入する方針が、25年10月に発表された。

### ◆自国に低炭素化資金を呼び込むカーボンクレジット取引所を開設

タイ、マレーシアでは22年に、インドネシアでは23年にカーボンクレジット取引所が開設され、ベトナムでも26年に試験運用が始まる。国内ETSの排出枠取引の場とするほか、国際標準に適合するクレジット創出により国外から低炭素投資を呼び込む。また、24年11月のCOP29で、パリ協定6条に沿った国際協働クレジットの運用ルールが完全合意されたことにより、JCMのような2国間協力制度活用の増加が見込まれる。脱炭素技術支援の見返りに排出削減量をクレジットとして支援国に移転できる仕組みで、クレジット市場活性化が期待される。【石井由紀】